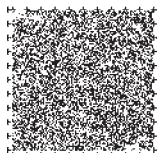
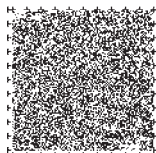


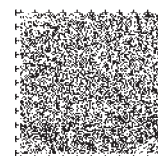
參考資料



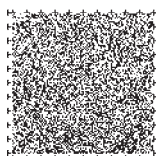


1 用語集

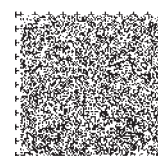
用語	説明
BMI	Body Mass Index(体格指数)の略称。肥満度を指す国際的な指標。「体重(kg) ÷ (身長(m) × 身長(m))」で算出される。日本肥満学会の定めた基準では、18.5未満が「やせ」、18.5以上25未満が「普通体重」、25以上が「肥満」に分類される。
CSR	Corporate social responsibilityの略称。利益の追求だけでなく、環境への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業の果たすべき社会的責任をいう。
DOTS	Directly Observed Treatment Short Course(直接服薬確認療法)の略称。確実な服薬のため、服薬支援者が患者の服用を確認する行為のこと。
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。
HIV	Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)の略称。エイズ発症の原因ウイルスのこと。
IoT	Internet of Thingsの略称。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。
SDGs	Sustainable Development Goalsの略称。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、2015年(平成27年)の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標のこと。
アウトリーチ	地域に出向いて課題を把握し、解決に向けて取り組むこと。
アラカン	アラウンド還暦の略称。退職などで生活スタイルの大きな転換が見込まれる60歳前後世代のこと。
一般防疫	感染症一般について行う、発生や流行の予防活動のこと。
医療依存(度)	バイタルサイン(脈、呼吸、体温、血圧、意識レベル)の測定や経管栄養、人工呼吸器の管理などの医療的ケアを常時必要とするなど、生命の維持に医療が欠かせない状態の度合い。
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、地域社会の一員として豊かに生きることができるよう、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶこと。インクルーシブ教育は、その仕組みのこと。
衛生連合会	地域における健康づくり活動等を推進することにより、健康で文化的な市民生活の増進に寄与することを目的とした団体。市・各区・各校区衛生連合会で構成され、市・区衛生連合会は地域の健康づくり活動の支援、校区衛生連合会は自治協議会の構成団体として健康づくりを中心とした地域活動を担う。
親なき後	本計画では、親が亡くなった場合に加え、障がいのある人を介護している親や家族が病気になるなどで、介護を継続することができなくなった状態を指す。



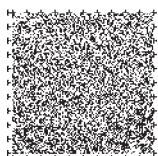
用語	説明
音声コード	印刷物の文字情報をコードに変換し、それをスマートフォンアプリで読み取ることにより、印刷物の内容が音声で読み上げられる機能。
オンライン診療	医師・患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムで行うこと。
介護人材	本計画では、介護に関係する業務に従事する人のことを指す。
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。具体的には、介護予防教室や要支援者等への訪問サービス・通所サービス等がある。
核家族	夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親又は母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。
還流	本計画では、福岡市で活躍する外国人人材が帰国後も活躍することを指す。
共働	複数の主体が、目標を共有し共に力を合わせて活動すること。
共創	自治協議会と市がパートナーとして、企業や商店街、NPO、大学などの様々な主体と地域の未来を共に創り出すこと
強度行動障がい	直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護	自身の権利や支援のニーズを表明することの困難な人（例：寝たきりの高齢者、認知症高齢者、障がいのある人等）の立場に立って、代弁し主張すること、権利行使ができるよう支援すること。
合理的配慮	障がいのある人が受ける日常生活や社会生活での様々な制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮。
心のバリアフリー	年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、だれもが一緒に気持ちよく暮らしていけるよう、一人ひとりが相手の気持ちになって考え、助け合うこと。
在宅医療	通院が困難な場合等に、医師や看護師等の医療従事者が患者の自宅等に訪問し、医療サービスを提供すること。
支える側	一人ひとりができる範囲で地域活動や社会活動に参加するだけでなく、創業したり就業したりと、様々な形で社会参加すること。
ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
自治協議会	おおむね小学校区を単位として、防犯・防災、子ども、環境、福祉など様々な事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。
市長申立て	成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族共に申立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときに市長が申し立てを行うもの。



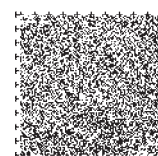
用語	説明
自閉症スペクトラム	自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障がいが含まれる。(スペクトラムとは「連続体」の意)。典型的には、相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り(こだわり)の3つの特徴が現れる。
市民後見人	親族以外の市民による後見人のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物資や人材のこと。
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。
社会的障壁	障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
(市・区・校区) 社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域住民及び公私の福祉機関、団体などにより構成された、「公共性」「自主性」をもった民間福祉団体。全国、都道府県・政令指定都市、市町村にそれぞれ設置されている。
社会福祉連携推進法人	社会福祉法人間で連携することを目的として設立される法人。社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するため、地域共生社会の実現に資する業務や災害対応、福祉人材の確保や人材育成、設備、物資の共同購入などを行う。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症。
終活	元気なうちから人生の最終段階までの過ごし方について自ら考え、準備すること。
周産期医療	妊娠後期から出産までの母体と、その子ども(新生児早期)に対する総合的な医療のこと。産科と小児科による一貫した医療提供体制が必要となる。
小児慢性特定疾病	児童又は児童以外の満20歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれのあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定めるもの。
自立訓練	一定期間、障がい者に身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行う障がい福祉サービス。
新興感染症	新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の地域において、生活支援・介護予防活動の充実に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人。
生活支援サービス	介護保険の円滑な実施を促進するために設けられた、在宅の高齢者が自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う保健福祉サービスの一つ。
生活習慣病	食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人などが財産管理等を行い、本人を保護・支援するもの。
ダブルケア	1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。



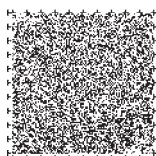
用語	説明
地域医療支援病院	地域医療の確保を図るため、かかりつけ医等からの紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供等の役割を担う病院のこと。
地域カフェ	一般的な営利目的のカフェと異なり、地域の中の「居場所」「たまり場」として、人と人が交流することを目的に実施されているもの。
地域共生社会	年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず地域で暮らすすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。
地域生活支援拠点等	障がい児・者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障がい児・者が地域生活を継続するために必要な5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を確保した、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。
地域福祉活動計画	地域社会を構成するすべての人々が、地域における様々な課題や問題を解決し、福祉のまちづくりを進めるための行動計画。社会福祉協議会にて策定する。
地域福祉ソーシャルワーカー	地域福祉活動に携わる者・団体への支援、孤立者などへの個別支援、地域福祉課題の分析などに取り組むために、配置された専任職員。
地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター (いきいきセンターふくおか)	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど、必要な支援を包括的に担う機関。福岡市では、おおむね中学校区ごとに57か所・2支所設置している。(平成27年12月現在)
地域密着型サービス	地域に密着して、認知症や一人暮らしの高齢者の増加を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように支援する比較的小規模なサービス。
地方独立行政法人	住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人のこと。
島しょ診療所	島の診療所のこと。福岡市では玄界島、能古島、小呂島に診療所を設置している。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
入所・居住系サービス	日常生活に必要なサービスや介護保険サービスを受けることができる高齢者向けの住まいのこと。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者であり、全国で養成されている。
認知症サポート医	地域でかかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う医師。



用語	説明
認知症疾患医療センター	認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等を担う医療機関。福岡市では、九州大学病院及び福岡大学病院に設置している。（令和2年10月現在）
年齢調整死亡率	年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整しそろえた死亡率。
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす理念。
8050問題	80歳代の親が50歳代のひきこもりの子の生活を支えることから起こる社会問題。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法より抜粋）。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
ピアサポート	当事者が、自らの体験を活かして仲間を支えること。
ピアスタッフ	「ピア」は「同僚、仲間」の意味。同じような立場にある人で支援者として関わる人。
ひきこもり	様々な要因の結果として、社会参加（就学、就労、交遊）を回避し、原則的には、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしても該当）を示す現象。
避難行動要支援者名簿	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人の名簿。避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする。
福祉人材	本計画では、福祉分野（介護、障がい、保育）に関する業務に従事する人のことを指す。
福祉避難室	避難生活の一部に配慮や見守りが必要な高齢者や妊産婦などに対応するため、避難所である公民館や学校の教室などに設けるスペースのこと。
福祉避難所	一般の避難所では生活することが困難な要配慮者（高齢者や障がいのある人など）を受け入れるために開設する避難所（二次避難所）。
福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関を単独で利用することが困難な要介護者や障がい者等の会員に対し、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。
福祉用具	<貸与>車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、歩行器、移動用リフト等。<販売>腰掛便座、入浴補助用具等。
扶助費	高齢者、障がいのある人、生活困窮者などに対して市が行う支援に要する経費（生活保護費など）。
ふれあいサロン	家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感の解消や寝たきり、認知症の予防、介護予防などを目的とした集いの場を広げる事業。



用語	説明
フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下した状態のこと。「健康」と「要介護」の中間の状態にあることをいう。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを持つ保護者に、様々な情報を提供するとともに、相談や助言を行う、発達障がいがある子どもを育てた経験を有する保護者。
訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行う。通院等を目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できる。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うこと。
看取り	人生の最終段階において、本人の意思や権利を最大限に尊重して行われる医療とケアのこと。
民生委員・児童委員	「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねる。「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。
メンタルヘルス	精神面における健康のこと。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
ユニバーサルデザインの理念	年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていこうとする考え方。
ユニバーサル都市・福岡	ユニバーサル都市とは、ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちのこと。福岡市は、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」をまちづくりの目標像として掲げている。
ユマニチュード®	「見る」「話す」「触れる」「立つ」という4つの柱を基本とした、知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションにもとづいたケアの技法。
要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援1・2に、要介護者は要介護1～5までに区分される。本計画書においては、要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人の両方を要介護認定者としている。
レスパイト	一時中断、息抜き、休息などの意味。障がい福祉サービスでは、介護を行う家族の休息、負担軽減等を意図している。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	骨、関節、筋肉などの運動器に障がいがあり、「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のこと。



2 福岡市福祉のまちづくり条例

平成10年 3月30日

条例第9号

改正 平成17年 6月23日条例第110号

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 基本的な市の施策（第10条—第14条）
- 第3章 市民福祉の推進
 - 第1節 市民の自立（第15条—第18条）
 - 第2節 地域福祉の推進（第19条—第22条）
 - 第3節 ボランティア活動の促進（第23条・第24条）
- 第4章 対象施設等の整備
 - 第1節 対象施設の整備（第25条—第36条）
 - 第2節 公共車両等及び住宅の整備（第37条・第38条）
- 第5章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりについて、基本理念並びに市民、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、多数の者が利用する施設の整備に関する基本的な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

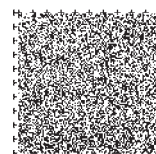
第2条 福祉のまちづくりは、市民が自立し、及び相互に連携して支え合うという精神のもとに、次の各号に掲げる社会の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

- (1) すべての市民が個人として尊重される社会
- (2) すべての市民が生きがいをもてる社会
- (3) すべての市民が地域での生活を保障される社会
- (4) すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- (5) すべての市民が安全かつ快適に生活できる社会
- (6) すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会
- (7) すべての市民が積極的に福祉の国際交流を行う社会

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者、妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 対象施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、交通機関の施設、道路、公園その他の公共的利用部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 公共的利用部分 対象施設のうち多数の者の利用に供する部分をいう。
- (4) 公共車両等 交通機関の用に供する電車、バス、船舶その他規則で定めるものをいう。



(平成17条例110・一部改正)

(市民の責務)

第4条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、福祉のまちづくりに寄与する活動に積極的に参加し、及び当該活動においてその有する能力を発揮することにより、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、高齢者、障がい者等に対して、安全かつ快適に日常生活又は社会生活を送るための協力を行うよう努めなければならない。

(平成17条例110・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その果たすべき役割を認識し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、自ら所有し、又は管理する対象施設及び公共車両等を、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、これらの整備その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(平成17条例110・一部改正)

(市の責務)

第6条 市は、この条例の趣旨にのっとり、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら所有し、又は管理する対象施設及び公共車両等を、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、これらの整備その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(平成17条例110・一部改正)

(総合的推進)

第7条 市民、事業者及び市は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりの推進を図るものとする。

2 市は、市民及び事業者と連携し、福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(地方公共団体間の協力の推進)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、近隣の地方公共団体との必要な連携を図るとともに、近隣の地方公共団体に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

(国際的協力の推進)

第9条 市民、事業者及び市は、福祉のまちづくりに関して、アジアその他の地域の都市又は国際的に福祉活動を行う団体への情報の提供その他の協力を努めるものとする。

第2章 基本的な市の施策

(基本計画の策定等)

第10条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福祉のまちづくりに関する基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

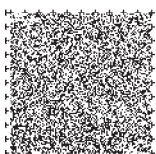
(市民の理解)

第11条 市は、市民の福祉のまちづくりに関する正しい理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加しようとする意欲を高めるよう必要な施策を実施するものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する情報の収集並びに調査及び研究を行うとともに、その情報を市民及び事業者に積極的に提供するよう努めるものとする。

(福祉教育の推進)

第12条 市は、高齢者、障がい者等に対する理解と思いやりのあるこどもを育成するため、福祉教育の推進



に努めるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

(人材育成)

第13条 市は、社会福祉事業に携わる者の専門的、技術的能力その他の資質の向上を図るため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(表彰)

第14条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して功績のあった者に対し、規則で定めるところにより、表彰を行うことができる。

第3章 市民福祉の推進

第1節 市民の自立

(健康の増進)

第15条 市民は、生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業のために雇用している勤労者の健康の保持増進に努めるものとする。

3 市は、市民の健康の保持増進のため、保健、医療及び福祉に関する施策相互を有機的に連携させるとともに、これらの施策を総合的かつ計画的に講じるものとする。

(こどもの育成)

第16条 市民、事業者及び市は、こどもの心身ともに健やかな成長を図るため、母性の保護、子育ての支援及び家庭教育の環境の整備に努めるものとする。

(生涯学習の推進)

第17条 市民は、生きがいのある豊かな生活を営むため、生涯にわたって学習するよう自主的に努めるものとする。

2 市は、市民が生涯にわたって学習する機会を確保するため、学習環境その他の条件の整備に努めるものとする。

(就労の確保)

第18条 事業者は、障がい者及び高齢者に対し、就労の機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、障がい者及び高齢者の就労の機会を確保するため、事業者に対する広報、啓発その他必要な施策を講じるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

第2節 地域福祉の推進

(地域福祉の推進)

第19条 地域の福祉の増進に寄与する関係団体及び個人は、地域社会で相互に尊重し、支え合い、連携して福祉の向上を図るものとする。

2 市民、事業者及び市は、前項の団体及び個人と連携して、健やかでやすらぎのある地域社会を構築するよう努めるものとする。

(安全な生活の確保)

第20条 市民、事業者及び市は、災害が発生したときその他緊急時において、地域住民が相互に助け合うことができる地域づくりに努めるものとする。

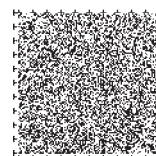
2 市は、高齢者、障がい者等が安全に生活を営むことができるようにするため、防災、交通の安全の確保等に関し、必要な施策を講じるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

(相互理解の促進)

第21条 市民、事業者及び市は、地域住民の相互理解を促進するため、交流の機会の確保に努めるものとする。

(施設の提供)



第22条 事業者及び市は、自らが所有し、又は管理する施設を地域福祉の推進のための利用に供するよう努めるものとする。

第3節 ボランティア活動の促進

(ボランティア活動への参加)

第23条 市民及び事業者は、自らの能力を活かし、自主的にボランティア活動に参加するよう努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第24条 事業者は、その事業のために雇用している勤労者が、積極的にボランティア活動に参加することができるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者によるボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する情報の提供、助言、指導者の育成その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 対象施設等の整備

第1節 対象施設の整備

(整備基準等)

第25条 市長は、高齢者、障がい者等が対象施設を安全かつ円滑に利用できるようにするための公共的利用部分の構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、整備基準のほか、高齢者、障がい者等が整備基準により確保される水準よりも高度な水準で対象施設を安全かつ円滑に利用できるようにするための公共的利用部分の構造及び設備に関する基準を定めることができる。

3 整備基準及び前項の基準は、対象施設の種類及び規模ごとに規則で定める。

(平成17条例110・一部改正)

(整備基準の遵守)

第26条 対象施設の新設又は改修（対象施設が建築物である場合にあっては、増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替をいい、対象施設の全部又は一部を別種の対象施設とする用途の変更を含む。以下同じ。）を行おうとする者（改修を行うことにより対象施設に該当することとなる施設の当該改修を行おうとする者を含む。）は、当該新設又は改修後の対象施設を整備基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、新設若しくは改修後の対象施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものであると市長が認める場合又は対象施設の規模、構造、利用の目的若しくは対象施設の敷地若しくはその周辺の土地の形状その他の事情により当該対象施設を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認める場合については、適用しない。

(平成17条例110・一部改正)

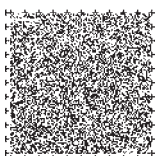
(既存施設の整備)

第27条 この条例又はこの条例に基づく規則の規定の施行又は適用の際、現に存する対象施設を所有し、若しくは管理する者又は現に対象施設の新設若しくは改修を行っている者は、当該対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持保全)

第28条 対象施設を所有し、又は管理する者（以下「対象施設の所有者等」という。）は、第26条第1項又は前条の規定により整備基準に適合させた対象施設を引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の対象施設について、公共的利用部分の構造又は設備に関して高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じる必要があると認めるときは、当該対象施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。



(平成17条例110・一部改正)

(事前協議)

第29条 対象施設のうち規則で定める種類及び規模に該当する施設（以下「特定施設」という。）の新設又は改修を行おうとする者（改修を行うことにより特定施設に該当することとなる施設の当該改修を行おうとする者を含み、改修を行うことにより特定施設に該当しないこととなる特定施設の当該改修を行おうとする者を除く。以下「特定整備主」という。）は、新設又は改修を行おうとする特定施設及びその工事の内容について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。これらの事項について内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、また同様とする。

2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、規則で定める日までに開始しなければならない。

3 市長は、特定整備主が計画する特定施設の公共的利用部分の構造及び設備が、整備基準に適合しないこととなると認めるときは、その特定整備主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出及び完了検査)

第30条 特定整備主は、特定施設の新設又は改修の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその旨を届け出て、特定施設の公共的利用部分の構造及び設備に関し、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していないと認めるときは、特定整備主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(適合証の交付)

第31条 市長は、前条第1項の検査の結果当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していると認めるときは、同項の規定による届出をした者に対し、当該特定施設が整備基準に適合することを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

2 前項に定める場合を除くほか、対象施設の所有者等は、当該対象施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、適合証の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該対象施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

4 市長は、交付した適合証に係る対象施設が整備基準に適合しないこととなったときは、適合証の交付を受けた当該対象施設の所有者等に対し、適合証の返還を命じることができる。

(勧告)

第32条 市長は、特定整備主が第29条第2項に規定する日までに事前協議を開始しなかったときは、当該特定整備主に対し、直ちに事前協議を開始するよう勧告することができる。

2 市長は、特定整備主が第30条第1項の規定による届出を行わなかったときは、当該特定整備主に対し、直ちに当該届出を行うよう勧告することができる。

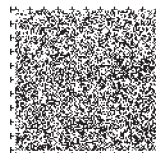
3 市長は、第29条第3項又は第30条第2項に規定する指導又は助言を受けた特定整備主がその指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったときは、当該特定整備主に対し、その指導又は助言に従うよう勧告することができる。

(立入調査等)

第33条 市長は、第26条及び第28条から前条までの規定を施行するために必要な限度において、対象施設の所有者等又は特定整備主に対し、対象施設が整備基準に適合するように設計され、工事され、又は維持され、保全されているかどうかについて、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象施設に立ち入らせ、及び調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象施設の所有者等又は特定整備主の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(国等に関する特例)



第34条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第29条、第30条、第31条第1項及び第32条の規定は、適用しない。

2 国等は、特定施設の新設又は改修を行おうとするとき（改修を行うことにより特定施設に該当することとなる施設の当該改修を行おうとするときを含み、改修を行うことにより特定施設に該当しないこととなる特定施設の当該改修を行おうとするときを除く。）は、その工事に着手する前に、規則で定めるところにより、市長に通知しなければならない。

（対象施設の総合的整備）

第35条 土地区画整理事業、市街地再開発事業、一団地の住宅施設その他の市街地の整備に関する事業の施行者は、その事業の施行区域の全体を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるように、対象施設相互の連続性に配慮して、総合的に整備しなければならない。

（平成17条例110・一部改正）

（福祉に配慮した設計者等の育成）

第36条 市長は、福祉のまちづくりに配慮した対象施設の企画、設計及び工事の施工に携わる技術者を育成するよう努めるものとする。

第2節 公共車両等及び住宅の整備

（公共車両等の整備）

第37条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等が高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を行うよう努めるものとする。

（平成17条例110・一部改正）

（住宅の整備）

第38条 市長は、住宅（共同住宅の公共的利用部分を除く。）について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に生活できるようにするための構造及び設備に関する指針を定め、当該指針に沿った住宅の普及に努めるものとする。

（平成17条例110・一部改正）

第5章 雑則

（委任）

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

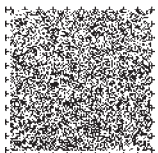
附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号から第4号まで、第5条第2項、第6条第2項、第14条及び第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成10年規則第92号により附則ただし書に規定する規定は、平成11年4月1日から施行）

附 則（平成17年6月23日条例第110号）

この条例は、公布の日から施行する。



3 福岡市保健福祉審議会条例

平成19年3月15日

条例第11号

改正 平成23年12月22日条例第33号

平成24年3月29日条例第10号

平成26年3月27日条例第50号

(設置)

第1条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社福法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「障基法」という。）第36条第1項に規定する合議制の機関及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第9条第1項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平成23条例33・平成24条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長の諮問に答え、意見を述べるほか必要な事務を処理するものとする。

- (1) 社福法第7条に規定する社会福祉に関すること。
- (2) 障基法第36条第1項に規定する障がい者施策に関すること。
- (3) 精神保健福祉法第9条に規定する精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(平成23条例33・平成24条例10・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、社福法第8条及び第9条第2項に規定する者のうちから、市長が任命する。

2 委員及び臨時委員の任命に当たっては、審議会が様々な障がい者の意見を聴き障がい者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮するものとする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(平成24条例10・平成26条例50・一部改正)

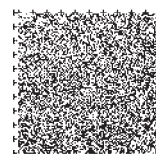
(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)



第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 地域保健福祉に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項
- (3) 障がい者保健福祉専門分科会 社福法第11条第1項に規定する身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の保健福祉に関する事項
- (4) 健康づくり専門分科会 健康づくりに関する事項
- (5) 民生委員審査専門分科会 社福法第11条第1項に規定する民生委員の適否の審査に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

4 専門分科会に専門分科会長（以下この条において「分科会長」という。）及び副専門分科会長（以下この条において「副分科会長」という。）を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 分科会長は、専門分科会の会務を総理する。

6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門分科会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 審議会は、法令に定めがあるもののほか、規則で定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

9 前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員の4分の1」とあるのは「専門分科会の委員の4分の1」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「専門分科会の委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会は、障がい者保健福祉専門分科会に置くものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

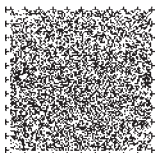
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の福岡市社会福祉審議会条例（平成12年福岡市条例第16号。次項において「廃止前の社会福祉審議会条例」という。）による福岡市社会福祉審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員は、それぞれ、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）において、この条例の規



定により置かれた審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員となるものとする。

3 廃止前の社会福祉審議会条例による福岡市社会福祉審議会に置かれた地域福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、専門分科会副会長及び専門分科会の委員は、それぞれ、施行日において、この条例の規定により置かれた地域保健福祉専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、障がい者保健福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、副専門分科会長及び専門分科会の委員となるものとする。

4 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成21年1月20日までとする。

(福岡市社会福祉審議会条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 福岡市社会福祉審議会条例

(2) 福岡市障がい者施策推進協議会条例（昭和52年福岡市条例第22号）

(3) 福岡市精神保健福祉審議会条例（平成8年福岡市条例第15号）

附 則（平成23年12月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

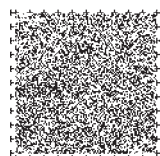
附 則（平成24年3月29日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第78号により平成24年5月21日から施行)

附 則（平成26年3月27日条例第50号）抄

この条例は、公布の日から施行する。



4 福岡市保健福祉審議会条例施行規則

平成20年3月31日

規則第36号

改正 平成23年12月22日規則第93号

平成25年2月7日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市保健福祉審議会条例（平成19年福岡市条例第11号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 条例第7条第8項の規定により審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画に関する事項
 - (2) 高齢者保健福祉専門分科会 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画に関する事項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画に関する事項
 - (3) 障がい者保健福祉専門分科会 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関する事項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関する事項
 - (4) 健康づくり専門分科会 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に関する事項
 - (5) 条例第7条第2項の規定により置かれた専門分科会 あらかじめ審議会の委員長が定めた事項
 - 2 専門分科会長は、専門分科会における調査審議の結果を審議会の委員長に報告するものとする。
- (平成23規則93・平成25規則15・一部改正)

(部会)

第3条 専門分科会長が必要と認めるときは、専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

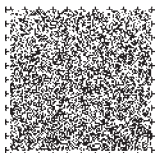
(審査部会)

第4条 条例第8条に規定する審査部会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する身体障がい者の障がいの程度の審査
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定に当たっての意見
- (3) 更生医療を担当する医療機関の指定等に当たっての意見
 - 2 前条第3項から第5項までの規定は、審査部会について準用する。

(規定外の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の委員長が定める。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(福岡市社会福祉審議会条例施行規則の廃止)

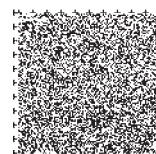
2 福岡市社会福祉審議会条例施行規則（平成12年福岡市規則第99号）は、廃止する。

附 則（平成23年12月22日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月7日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



5 諮問

保総第201号
令和元年9月3日

福岡市保健福祉審議会
委員長 石田重森 様

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市保健福祉総合計画等の策定について（諮問）

福岡市における保健福祉施策につきましては、平成28年6月に策定した「福岡市保健福祉総合計画」等に基づき、総合的かつ計画的に推進しております。

福岡市におきましても、少子高齢化の進展により、すべての団塊の世代が75歳を迎える令和7年（2025年）には約4人に一人、団塊の世代ジュニアが65歳を迎える令和22年（2040年）には約3人に一人が高齢者となることを見込まれております。

このような中で、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきているとともに、介護・障がい・生活困窮などの「地域生活課題の複雑化・複合化」や既存の支援制度では対応が困難な「制度の狭間」の問題など、これまでの社会保障制度では対応困難な課題が顕在化してまいります。

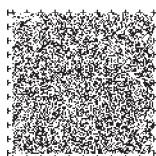
今後、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる、健康福祉のまちづくりを実現するためには、こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが、より一層重要となってまいります。

このため、福岡市が目指すべき保健福祉施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、社会情勢の変化によってこれまでに経験したことのない超高齢社会に対応した施策を総合的に検討し、市民と共に健康福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

つきましては、

- 1 「福岡市保健福祉総合計画」（令和3年度～令和8年度）の策定について
- 2 「第8期福岡市介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）の策定について
- 3 「第6期福岡市障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）の策定について

以上、保健福祉総合計画及び二つの実施計画の策定について貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。



6 答申

保福審第9号
令和3年7月13日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市保健福祉審議会
委員長 石田 重 森

福岡市保健福祉総合計画等の策定について（答申）

令和元年9月3日付保総第201号により諮問のあった標記の件について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、下記について別添のとおり答申します。

今回の福岡市保健福祉総合計画においては、「福祉が充実し、生活の質の高いまち」を実現するため、その具体的な目標像として、「地域共生社会の実現」及び「2040年のあるべき姿」を提示いたしました。

この目標像の実現に向けては、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって生きがいを持ち、意欲や能力に応じて役割を持って活躍するための施策や、支援が必要な人を社会全体で支え合う施策など、「支え合う福祉」に重点を置いた施策を推進することが重要です。

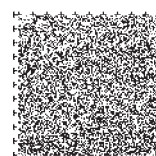
具体的な施策につきましては、「支え合う福祉」をより効果的に推進するため、「ひとづくり」「しくみづくり」「まちづくり」の3つを柱として定め、各論として分野ごとにまとめてあります。

また、第6期福岡市障がい福祉計画においては、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めてあります。

福岡市におきましては、この答申を踏まえ、「市民が自立し、かつ相互に支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり」という基本理念の実現に向けて、着実に取り組みを推進されるよう切に希望します。

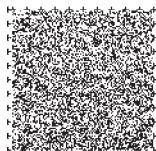
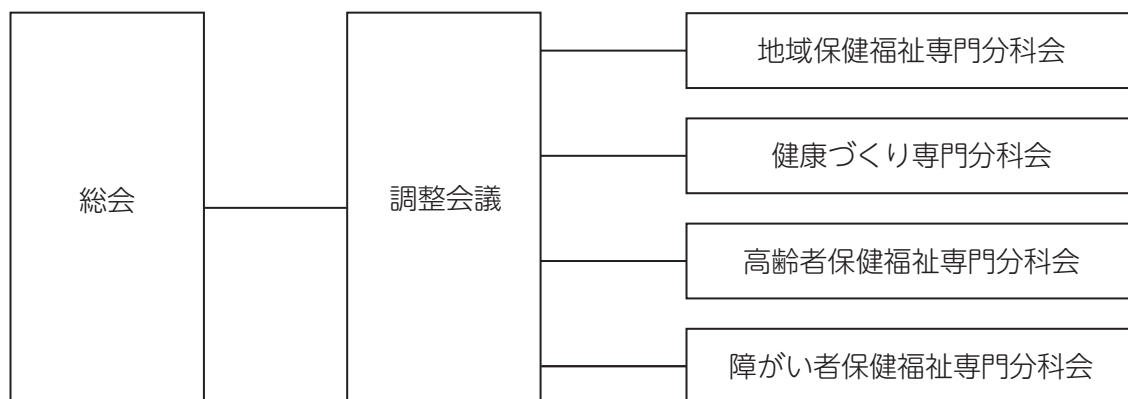
記

- 1 「福岡市保健福祉総合計画」（令和3年度～令和8年度）の策定について
- 2 「第6期福岡市障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）の策定について



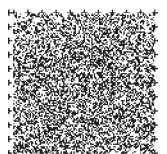
7 計画策定の経緯

- (1) 福岡市保健福祉審議会における審議体制
 福岡市保健福祉審議会における審議は、総会、調整会議、専門分科会の体制で実施しました。



(2) 計画策定の経緯

年度	内 容
令和 元年度	<p>保健福祉審議会（◎総会、○専門分科会、●調整会議） 議会報告（□） その他（◆）</p> <p>序論・総論 ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆諮問（9/3） ◎総会【策定開始】（9/3） □福祉都市委員会（9/19） ●調整会議（10/28） ○高齢者保健福祉専門分科会（11/22） ○地域保健福祉専門分科会（11/26） ○健康づくり専門分科会（12/3） ○障がい者保健福祉専門分科会（12/4） ●調整会議（1/27） ◎総会【序論・総論とりまとめ】（2/4）
令和 2年度	<p>各論 ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉専門分科会（8/17、10/29） ○健康づくり専門分科会（8/21、10/27） ○障がい者保健福祉専門分科会（8/24、11/6） ○地域保健福祉専門分科会（8/28、11/5） ●調整会議（12/23） <p>全般 ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> □福祉都市委員会（2/19） ◆パブリック・コメント（3/1～3/31）
令和 3年度	<ul style="list-style-type: none"> ◎総会【審議会委員の一斉改選】（4/6） ●調整会議（5/28） ◎総会【答申案】（7/6） ◆答申（7/13） ◆計画策定（8月）

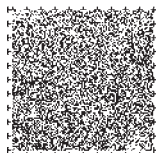


8 福岡市保健福祉審議会等委員名簿

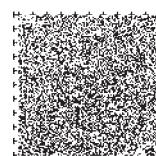
※敬称略、五十音順

(1) 福岡市保健福祉審議会委員（令和3年7月6日現在）

氏名	役職・専門分野等	備考
委員長 石田重森	福岡大学名誉学長（保険論、年金論、社会保障論）	
石橋雄一	福岡市自治協議会等7区会長会代表	～ R2.6.4
小山毅		R2.6.5～
伊藤豪	福岡大学商学部准教授（保険論、社会保障論）	
副委員長 岩城和代	弁護士	
岩田直仁	西日本新聞社論説委員会委員	
岡田靖	独立行政法人国立病院機構九州医療センター副院長	
榎橋貞雄	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長	
小川全夫	九州大学名誉教授／特定非営利活動法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター理事長	
鬼塚恒	弁護士	
尾花康広	福岡市議会福祉都市委員会委員	
川上陽平	福岡市議会福祉都市委員会委員	
鬼崎信好	久留米大学大学院客員教授	
吉良潤一	医療法人社団高邦会福岡中央病院脳神経センター長	～ R3.3.31
磯部紀子	九州大学大学院医学研究院神経内科学教授	R3.5.1.～
古賀康彦	福岡市介護保険事業者協議会会長	～ R3.4.11
渡邊恭順		R3.4.12～
近藤里美	福岡市議会福祉都市委員会委員	
副委員長 高田仁	九州大学大学院経済学研究院産業マネジメント専攻教授	
高野和良	九州大学大学院人間環境学研究院人間科学部門共生社会学教授	R3.4.1～
樽木晶子	福岡歯科大学客員教授	
東野洋子	福岡市七区男女共同参画協議会代表	～ R2.6.30
矢崎幸子		R2.7.1～
中原義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会相談役	～ R1.10.31
清水邦之	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長	R1.11.1～
二宮利治	九州大学大学院医学研究院衛生・公衆衛生学分野教授（腎臓学、公衆衛生学、疫学）	

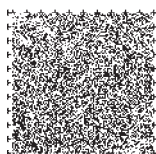


氏名	役職・専門分野等	備考
納 富 恵 子	福岡教育大学大学院教育学研究科教授（特別支援教育・発達障がい）	
野 口 幸 弘	西南学院大学大学院人間科学研究科非常勤講師（特別支援教育、障がい児・者福祉、地域福祉）	
長谷川 浩 二	一般社団法人福岡県精神科病院協会副会長	～ R2.7.5
大 村 重 成		R2.7.6 ～
鳩 野 洋 子	九州大学大学院医学研究院保健学部門看護学分野教授（公衆衛生看護学）	
花 田 敏 秀	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会理事長	
濱 崎 裕 子	久留米大学人間健康学部教授（コミュニティ福祉論、発達環境論）	～ R3.3.31
平 井 彰	一般社団法人九州経済連合会常務理事 事務局長	
平 川 みどり	福岡市公民館館長会会長	～ R2.10.10
南 幸 盛	福岡市公民館館長会副会長	R2.11.20 ～
平 田 泰 彦	一般社団法人福岡市医師会副会長	～ R2.7.9
藤 原 繁		R2.7.10 ～
松 尾 りつ子	福岡市議会福祉都市委員会委員	
宮 本 政 智	一般社団法人福岡市精神保健福祉協議会理事	
森 英 鷹	福岡市議会福祉都市委員会委員	
森 住 勝 子	福岡市民生委員児童委員協議会会長	～ R1.11.30
小田原 睦 子		R1.12.4 ～
安 元 佐 和	福岡大学医学部医学教育推進講座主任教授（小児科（小児神経学）、医学教育、障がい者医療、特別支援教育、こども虐待）	
吉 村 展 子	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	～ R3.3.31
橋 本 淳		R3.4.1 ～



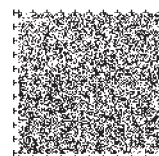
(2) 地域保健福祉専門分科会委員 (令和3年7月6日現在)

氏名	役職・専門分野等	備考
石橋 雄一	福岡市自治協議会等7区会長会代表	～R2.6.4
小山 毅		R2.6.5～
分科会長 岩城 和代	弁護士	
大谷 順子	子どもNPOセンター福岡代表理事	R1.10.1～
小川 全夫	九州大学名誉教授／特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター理事長	
尾花 康広	福岡市議会福祉都市委員会委員	
高野 和良	九州大学大学院人間環境学研究院人間科学部門共生社会学教授	R1.10.1～
樽木 晶子	福岡歯科大学客員教授	
党 一浩	小規模多機能施設めおといわ「ゆい」施設長	R1.10.1～
東野 洋子	福岡市七区男女共同参画協議会代表	～R2.6.30
矢崎 幸子		R2.7.1～
中原 義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会相談役	～R1.10.31
清水 邦之	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長	R1.11.1～
鳩野 洋子	九州大学大学院医学研究院保健学部門看護学分野教授(公衆衛生看護学)	
濱崎 裕子	久留米大学人間健康学部教授(コミュニティ福祉論、発達環境論)	～R3.3.31
松尾 りつ子	福岡市議会福祉都市委員会委員	
南 伸太郎	ラボラトリオ株式会社代表取締役	R1.10.1～
平川 みどり	福岡市公民館館長会会長	～R2.10.10
南 幸盛	福岡市公民館館長会副会長	R2.11.20～
森住 勝子	福岡市民生委員児童委員協議会会長	～R1.11.30
小田原 睦子		R1.12.4～
山内 泰	NPO法人ドネルモ代表理事	R1.10.1～
山田 雄三	福岡大学地域ネット推進センター助教	R1.10.1～
副分科会長 (～R3.3.31) 吉村 展子	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	～R3.3.31
副分科会長 (R3.4.6～) 橋本 淳		R3.4.1～



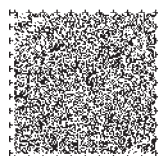
(3) 高齢者保健福祉専門分科会委員 (令和3年7月6日現在)

氏名	役職・専門分野等	備考
石丸修平	福岡地域戦略推進協議会 事務局長	R1.8.30～
副分科会長 伊藤 豪	福岡大学商学部准教授 (保険論、社会保障論)	
岩城和代	弁護士	
小川全夫	九州大学名誉教授/特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター理事長	
尾籠晃司	福岡国際医療福祉大学医療学部作業療法学科教授 (老年精神医学)	R1.8.30～
川上陽平	福岡市議会福祉都市委員会委員	
鬼崎信好	久留米大学大学院客員教授	
古賀康彦	福岡市介護保険事業者協議会会長	～R3.4.11
渡邊恭順		R3.4.12～
近藤里美	福岡市議会福祉都市委員会委員	
柴口里則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 会長	R1.8.30～
高田 仁	九州大学大学院経済学研究院産業マネジメント専攻教授	
高野和良	九州大学大学院人間環境学研究院人間科学部門共生社会学教授	R3.4.1～
田川布美子	第2号被保険者	R1.8.30～
党 一 浩	小規模多機能施設めおといわ「ゆい」施設長	R1.8.30～
榎橋貞雄	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長	
濱崎裕子	久留米大学人間健康学部教授 (コミュニティ福祉論、発達環境論)	～R3.3.31
平井 彰	一般社団法人九州経済連合会常務理事 事務局長	
分科会長 (～R2.7.9) 平田泰彦	一般社団法人福岡市医師会副会長	～R2.7.9
分科会長 (R2.8.17～) 藤原 繁		R2.7.10～
村上幸子	第1号被保険者	R1.8.30～
柳 竜 一	公益社団法人認知症の人と家族の会 福岡県支部 代表	R1.8.30～
吉村展子	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	～R3.3.31
橋本 淳		R3.4.1～



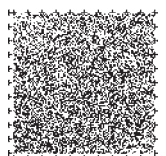
(4) 障がい者保健福祉専門分科会委員 (令和3年7月6日現在)

氏名	役職・専門分野等	備考
市原礼子	公募委員	H30.11.1～
稲栄康代	公募委員	H30.11.1～
岩田直仁	西日本新聞社論説委員会委員	
鬼塚恒	弁護士	
尾花康広	福岡市議会福祉都市委員会委員	
分科会長 (～R3.3.31) 吉良潤一	医療法人社団高邦会福岡中央病院脳神経センター長	～R3.3.31
磯部紀子	九州大学大学院医学研究院神経内科学教授	R3.5.1.～
倉富信行	公募委員	H30.11.1～
佐々木淳司	精神障がい者相談支援センター ピア相談員	H30.12.28～
副分科会長 (～R1.10.31) 中原義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会相談役	～R1.10.31
副分科会長 (R1.12.4～) 清水邦之	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長	R1.11.1～
分科会長 (R3.4.6～) 納富恵子	福岡教育大学大学院教育学研究科教授 (特別支援教育・発達障がい)	
野口幸弘	西南学院大学大学院人間科学研究科非常勤講師 (特別支援教育、障がい児・者福祉、地域福祉)	
登本弘志	福岡市身体障がい者相談員	R1.11.1～
長谷川浩二	一般社団法人福岡県精神科病院協会副会長	～R2.7.5
大村重成		R2.7.6～
花田敏秀	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会理事長	
平井彰	一般社団法人九州経済連合会常務理事 事務局長	
柘田充生	一般社団法人福岡市民間障がい施設協議会 理事長	R1.7.1～
宮本政智	一般社団法人福岡市精神保健福祉協議会理事	
向井公太	福岡市知的障がい者相談員	H30.12.28～
森英鷹	福岡市議会福祉都市委員会委員	
安元佐和	福岡大学医学部医学教育推進講座主任教授 (小児科 (小児神経学)、医学教育、障がい者医療、特別支援教育、こども虐待)	
山本稔	福岡市立若久特別支援学校 校長	R1.6.1～R3.3.31
野口信介	福岡市立東福岡特別支援学校 校長	R3.6.1～
吉田恒代	福岡市民生委員児童委員協議会 副会長	～R1.11.30
谷村幸子		R2.1.7～



(5) 健康づくり専門分科会委員 (令和3年7月6日現在)

氏名	役職・専門分野等	備考
石橋 雄一	福岡市自治協議会等7区会長会代表	～R2.6.4
小山 毅		R2.6.5～
岩田 直仁	西日本新聞社論説委員会委員	
大部 正代	公益社団法人福岡県栄養士会会長	R1.10.1～
大村 重成	一般社団法人福岡県精神科病院協会副会長	R2.7.6～
副分科会長 岡田 靖	独立行政法人国立病院機構九州医療センター副院長	
尾籠 晃司	福岡国際医療福祉大学教授 (老年精神医学)	R1.10.1～
片平 祐志	全国健康保険協会福岡支部長	R1.10.1～
川上 陽平	福岡市議会福祉都市委員会委員	
川崎 弘詔	福岡大学医学部精神医学教室主任教授 (精神医学)	R1.10.1～
吉良 潤一	医療法人社団高邦会福岡中央病院脳神経センター長	～R3.3.31
磯部 紀子	九州大学大学院医学研究院神経内科学教授	R3.5.1～
下川 京子	福岡市食生活改善推進員協議会会長	R1.10.1～
田中 泰三	一般社団法人福岡市薬剤師会会長	R1.10.1～
分科会長 樽木 晶子	福岡歯科大学客員教授	
中原 義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会相談役	～R1.10.31
清水 邦之	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長	R1.11.1～
永原 絹子	一般社団法人福岡市歯科医師会常務理事	R1.10.1～
二宮 利治	九州大学大学院医学研究院衛生・公衆衛生学分野教授 (腎臓学、公衆衛生学、疫学)	
橋本 幹生	福岡市衛生連合会会長	～R2.7.29
山崎 一		R2.8.11～
鳩野 洋子	九州大学大学院医学研究院保健学部看護学分野教授 (公衆衛生看護学)	
馬場 英司	九州大学大学院医学研究院連携社会医学分野教授 (腫瘍内科)	R1.10.1～
平田 泰彦	一般社団法人福岡市医師会副会長	～R2.7.9
藤原 繁		R2.7.10～
松尾 りつ子	福岡市議会福祉都市委員会委員	
森 英鷹	福岡市議会福祉都市委員会委員	



9 パブリック・コメント手続きによる市民意見募集の結果概要

- (1) 意見募集期間 令和3年3月1日～令和3年3月31日
- (2) 閲覧・配布場所
情報プラザ、情報公開室、各区役所・出張所、各区保健福祉センター、保健福祉局総務課などで閲覧・配布を行うとともに、福岡市ホームページにおいて公表
- (3) 意見の提出者数
提出者数18人・団体
(内訳：FAX7、ホームページ3、電子メール6、郵送1、持参1)
- (4) 意見の件数 意見件数62件

項目	件数	意見への対応	
		修正	原案通り
1 全般	2	0	2
2 序論・総論	12	8	4
3 各論			
① 地域分野	20	9	11
② 健康・医療分野	3	1	2
③ 高齢者分野	10	4	6
④ 障がい者分野	15	7	8
合計	62	29	33

